

下水道事業経営のあり方について

(答 申)

平成27年(2015年)3月25日

宝塚市上下水道事業審議会

目 次

1	はじめに	1
2	下水道事業の現状	1
3	下水道事業の課題と対応	2
4	下水道事業の経営健全化	2
	（1）これまでの経営健全化の取組み	
	（2）今後の経営健全化の取組み	
5	下水道使用料のあり方	4
	（1）算定方法	
	（2）料金改定の考え方	
6	その他	5
7	おわりに	6
(参考資料)	1	審議会委員名簿及び審議会審議経過
	2	諮問書(写)

1 はじめに

下水道は、雨水の排除による浸水の防除や水洗化による生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、市民生活や事業活動に欠くことのできない重要な社会基盤施設である。

宝塚市においては、昭和 46 年 11 月に都市計画事業での認可を受け、公共下水道事業に着手し、これまで計画的に整備を進めてきた結果、平成 25 年度末の下水道普及率は 98.6 パーセント、雨水施設の整備率は 79.0 パーセントとなっており、市民の生活環境の向上や浸水被害の改善に大きく寄与している。

しかし、近年、少子高齢化や節水意識の高まりによる使用料収入の大幅な落ち込みに加え、下水道整備の財源として借り入れた企業債の償還金の増加などにより、赤字が累積する深刻な経営状況となっている。

さらに、経年劣化していく施設の更新や耐震化など、今後、下水道施設の維持管理に要する費用も増加していくことが予測され、持続的、安定的にサービスを提供していくため、早期に赤字の解消に取り組み、経営の健全化を図ることが喫緊の課題となっている。

2 下水道事業の現状

施設整備は、雨水事業において、市内で 25 地区を浸水対策最重要地域として指定し、優先順位を付けて浸水解消を行っており、平成 25 年度末で 22 地区が整備完了している。汚水事業において、既整備汚水管路約 513 キロメートルのうち、ポンプ場に直結する幹線管路など約 7 キロメートルを重要な管路と位置付け、優先順位を付けて長寿命化工事と合わせ、耐震化工事を実施しており、平成 25 年度末で約 1.2 キロメートルが整備完了している。

経営状況は、下水道事業会計における平成 25 年度決算では、収益的収支は 1 億 2,600 万円余の赤字で、平成 20 年度から 6 年連続の赤字決算となっている。これにより、累積赤字が 13 億 7,800 万円余となり、さらに、平成 26 年度以降も赤字が発生することが見込まれる。

資金収支においても、平成 25 年度決算で 5,000 万円余の資金不足に陥り、現状のままでは資金不足額が年々増加し、平成 30 年度では約 30 億 400 万円余の資金不足に陥ると見込んでいる。

本市においては、汚水処理原価の資本費が近隣市と比較して突出して高い状況にあることが、赤字の要因の一つである。これは、短期間に集中的に投資を

行い施設整備を図ったこと及び本市のもつ高低差が大きいという地形的、構造的な特徴から整備費用が高額になったことによるものである。

また、市の行財政改革の取り組みにより、一般会計からの繰入金について、平成17年度では31億2,400万円余であったものが、平成25年度では19億4,500万円余に減少していることも、赤字の要因の一つである。

このように、資本費が高額であることや一般会計からの繰入金が増加していることから、全体として汚水処理に係る収入でその費用を賄えない構造、すなわち赤字を生む構造となっている。

一方、老朽化した施設の整備率及び耐震化率が低く、平成25年度決算では、整備率は37.3パーセント、耐震化率は17.3パーセントに留まっており、今後、これらの整備促進が求められる。

3 下水道事業の課題と対応

雨水対策として、これまで、浸水対策最重要地域を指定して浸水解消に向けて取り組んできたが、第5次宝塚市総合計画における平成27年度の雨水施設整備延長比率目標率82.0パーセントに対して、平成25年度末では78.9パーセントであり、昨今の局地的集中豪雨が多発する状況から、早急に整備促進を図る必要がある。

汚水対策として、既整備汚水管路約513キロメートルについて、優先順位を付けて、長寿命化工事と併せ耐震化工事を実施しているが、第5次宝塚市総合計画における平成27年度の重要な管路の耐震化目標率23.0パーセントに対して、平成25年度末では17.3パーセントであり、早急に整備促進を図る必要がある。また、引き続き、未接続の世帯への水洗化促進を図る必要がある。

これらの施設整備の推進を図り、将来的に持続的、安定的に下水道事業を運営していくためには、早期に赤字体質を改善し、経営の健全化を図る必要がある。

4 下水道事業の経営健全化

(1) これまでの経営健全化の取り組み

下水道事業については、平成15年度から地方公営企業法を一部適用し、汚水、雨水の負担区分の明確化を図るとともに、平成17年度から水道事業との統合を

行い、企業としての独立採算性を原則とした事業運営を行うこととした。

それ以降、組織の簡素化、定員管理の適正化に取り組み、下水道事業会計に係る職員数を平成 18 年度の 30 人から平成 25 年度には 20 人に削減した。

平成 25 年 10 月からは、料金収納等の業務を民間に包括委託し、経費の削減を図ってきた。

また、人件費や物件費などの維持管理費では、予算執行状況のチェックや委託料などの執行残の留保を行うことなどにより経費削減を図り、建設改良費では、工事検査時に行うコスト削減チェックリストなどを活用し、材料費や工法など細部にわたる経費見直しや工夫により経費削減を図るとともに、できる限り事業の平準化を進めてきた。

さらに、5 パーセント以上の高金利で借り入れした企業債については、平成 19 年度及び平成 22 年度から 24 年度まで、国の公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し、支払利息の大幅な縮減に取り組んできた。

(2) 今後の経営健全化の取組み

今後の宝塚市人口の長期的傾向を考えれば、下水道使用料収入の大幅な増収は期待できない一方で、市民の安全、安心のためには、汚水管路の計画的な更新、耐震化を進めていかなければならない。

現在の赤字体質の経営状況をそのまま放置することは、赤字分を将来の使用者の負担に転嫁することとなり、世代間の負担の公平性の観点から問題が大きい。そのため、次のような内部努力をしたうえで、必要最小限の下水道使用料の引き上げ改定は、やむを得ないと考える。

ア 引き続き、組織の簡素化、給与・定員管理の適正化、民間委託の推進などを図り、経営健全化のための思い切った費用削減に取り組むべきである。

さらに、河内長野市と八王子市において、平成 25 年度に実施された国のモデル事業である汚水管路維持管理業務包括委託の結果を研究、検証する必要がある。

イ 一般会計から下水道事業会計には、これまで基準に基づく補助金以外にも、汚水資本費に係る基準外の補助金などを繰出しており、下水道事業経営の安定化を図る観点から、繰出し額の増額も検討すべきである。

5 下水道使用料のあり方

(1) 算定方法

地方公営企業法によれば、下水道事業は、経費負担の原則に基づき、公費で負担する経費を除き、独立採算性により運営されなければならない。そして、下水道使用料は、適正な原価を基礎とした公正、妥当なものであるとともに、健全な事業運営に資するものでなければならないとされている。

下水道使用料の算定には、維持管理費、減価償却費、支払利息のほか、地方公営企業が健全な運営を確保するうえで必要となる、施設の改良、再構築、企業債の償還に係る費用など、資本的支出に充当するために算入される資産維持費で構成される総括原価を対象にすべきである。また、資金不足の解消も対象に含めるべきであるが、今回の使用料の引き上げに際しては、それらを全て含めると大幅な改定率になり市民の負担が大きくなることから、使用料の算定にあたっては、社会経済情勢等に配慮し、慎重に判断すべきと考える。

(2) 料金改定の考え方

ア 本市では、平成 10 年 4 月に 11.8 パーセントの引き上げをして以降改定していないが、近隣市では、尼崎市が平成 15 年 6 月に 12.5 パーセント、西宮市が平成 12 年 4 月に 4.8 パーセント、芦屋市が平成 14 年 4 月に 15.7 パーセント、伊丹市が平成 23 年 11 月に 17.9 パーセント、川西市が平成 16 年 4 月に 25.0 パーセント、それぞれ引き上げをしている。

このような経過から、例えば、1 箇月に水量 20 m³を使用する家庭における使用料は、消費税抜きで、本市は 1,450 円、尼崎市は 1,559 円、西宮市は 1,616 円、芦屋市は 1,350 円、伊丹市は 1,570 円、川西市は 1,950 円、三田市は 2,270 円になっており、阪神間では、芦屋市に次いで二番目に低い料金となっている。

イ 本市では、平成 20 年度から赤字決算となり、累積赤字や資金不足額が年々増加する状況の中で、平成 10 年 4 月以降、使用料改定をしなかったのは、使用者の負担増をできるだけ抑制するため、一般会計からの繰出金などで対応してきたものと認識するが、本市の財政状況から判断すれば、今後、使用者に一定の負担増を求めることはやむを得ないものと考

える。

- ウ 本来ならば、使用料の改定にあたっては、資産維持費を加えた総括原価に基づき、同時に、資金不足の解消を考慮した額とするのが望ましいが、その場合には極めて大幅な改定となる。したがって、今回、使用料を改定する場合、資金不足の解消は考慮せず、企業努力による費用削減や一般会計からの基準外繰入金を増額するなどの方策についても検討すべきである。

平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間を使用料算定期間として資産維持費を加えた総括原価により算定した場合、30%を超える改定率となるが、これを実施するに際しては、改定率の幅に一定の配慮をすることや、3 年程度をめぐりに段階的に行うことなどを検討すべきである。また、健全な経営を持続させるため、経済状況を考慮した上で、使用料改定後も使用料の負担のあり方を検討すべきである。

- エ 料金体系については、水道使用量の減少傾向や料金改定に伴う節水の取組みなどを考えると、使用量が多いほど負担が大きくなる現行の料金体系から、基本使用料に重点を置いた料金体系に改めることが望ましく、それは経営安定化にも寄与するものと考え。しかし、同時に一部の利用者に過度に負担の急増を伴わないように配慮すべきである。

- オ 生活保護世帯に対するいわゆる福祉減免は、昨今の社会経済情勢等に配慮する必要はあるものの、水道料金及び下水道使用料は厚生労働省が定めた生活扶助基準の中に含まれており、使用者の負担の公平性を図る観点から、上記福祉減免制度を見直すべきである。

6 その他

下水道事業に関する広報は、これまでも、広報たからづか、ホームページ、モニター会議、下水道の日の事業及び各種パンフレットなどを通じて市民に周知されてきたが、まだ、必ずしも十分ではない。

今後は、例えば経営状況等をグラフなどで見える化を図り、よりわかりやすい情報の提供に努めるとともに、上下水道事業の様々な問題について、常に日頃から積極的に市民に PR すべきである。

また、下水道使用料を引き上げ改定する場合は、市民の理解を得るために、

精緻な原価計算を行い過去の赤字経営に陥った状況の説明、および使用料引き上げがもたらすと予想される経営状況の改善内容について市民にわかりやすく提示するなど、PRに努める必要がある。

7 おわりに

本審議会は、宝塚市下水道事業について、様々な観点から現状分析を行い、慎重に審議を重ねた結果、下水道事業のあり方について、基本的な方向性を示した。

今後とも、持続的かつ安定的に下水道サービスを提供していくためには、財政基盤を確立し、継続的に経営健全化を図ることが必要である。

そのためには、経営健全化の取組みなど企業としての経営努力が第一であることはもちろんであるが、必要最小限の下水道使用料の引き上げ改定を行わざるを得ないとの結論に達した。

本審議会の答申を尊重され、市民の理解と協力を求めるとともに、社会経済情勢の変動にも留意し、企業としての経営努力を最優先に行いながらも、速やかに、下水道使用料改定をはじめとする経営健全化の取組みに着手されたい。

今後においても、財政状況を常に注視し、下水道使用料の改定の必要性について、適時適切に判断すべきものとする。

最後に、審議の過程で出された各委員の意見等を十分に尊重するとともに、市民の理解がなければ、下水道事業の諸施策の実現は図ることができないことを肝に銘じて、一層の効率的な事業運営に取り組まれることを望む。

宝塚市上下水道事業審議会委員名簿

構 成	氏 名	役 職 名 等
会 長	新庄 浩二	神戸大学名誉教授
会長職務代理者	田中 智泰	近畿大学経営学部准教授
委 員	林 宏昭	関西大学副学長
委 員	小山 琴子	おんなの目で街を創る会副代表
委 員	今里 有宏	宝塚商工会議所副会頭
委 員	久保田 久男	宝塚市自治会連合会理事
委 員	米谷 順栄	宝塚市婦人会地区役員
委 員	大畑 亀太郎	特定非営利活動法人消費者協会宝塚監事
委 員	中川 智之	宝塚料飲綜合組合副理事長
委 員	戸川 進	市民公募
委 員	武田 龍夫	市民公募
委 員	木原 信明	市民公募

宝塚市上下水道事業審議会審議経過

審議会	開催年月日	審議の概要
第1回	2014年 3月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・「下水道事業経営のあり方について」諮問 ・平成26年度予算案について
第2回	2014年 4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料算定の考え方について
第3回	2014年 6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経営健全化取組状況について ・一般会計繰入状況について
第4回	2014年 7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業経営改革プラン進捗状況について ・下水道事業の課題と対応について
第5回	2014年10月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の算定方法(継続)等について
第6回	2014年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度決算報告について ・阪神水道企業団からの受水関連報告について ・下水道使用料の算定方法(継続)について
第7回	2015年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の算定方法(継続)等について
第8回	2015年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)について
第9回	2015年 3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)について

宝塚市諮問第2号

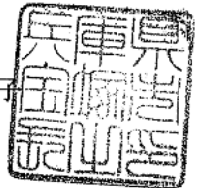
宝塚市上下水道事業審議会
会長 新庄浩二様

下水道事業経営のあり方について（諮問）

宝塚市上下水道事業審議会規則第2条の規定により、別紙のとおり下水道事業経営のあり方について諮問します。

平成26年（2014年） 3月 7日

宝塚市長 中川 智子



諮 問 趣 旨

本市の下水道事業は、雨水による浸水の防除、水洗化による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全など、市民生活や事業活動に欠くことのできない基幹的施設として、昭和46年（1971年）11月に都市計画事業での認可を受け、これまで積極的に取り組んできた結果、平成24年度（2012年度）末現在で、下水道普及率は98.6パーセントに達しています。

近年、使用料収入の大幅な落ち込みに加え、下水道整備の財源として借り入れた企業債の償還により、深刻な経営状況となっています。

さらに、経年劣化していく施設の更新や耐震化など、今後、下水道施設の維持管理に要する財源も必要となることから、持続的、安定的にサービスを提供していくためには、早期に経営の健全化を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、今後とも、市民福祉の向上と安定的な下水道事業運営を図るため、本市下水道事業の経営のあり方について、ご意見を賜りますよう、貴審議会に諮問いたします。